

感染症発生動向調査警報・注意報発令要領

1 目的

感染症発生動向調査における五類定点把握感染症のうち、公衆衛生上その流行状況の早期把握が必要な疾病について、流行の原因究明や拡大阻止対策などを講じるため、県民及び医療機関等に対して注意喚起を行うことを目的とする。

2 警報・注意報発令者

広島県

3 対象疾患

- (1) インフルエンザ
- (2) 咽頭結膜炎
- (3) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎
- (4) 感染性胃腸炎
- (5) 水痘
- (6) 手足口病
- (7) 伝染性紅斑
- (8) ヘルパンギーナ
- (9) 流行性耳下腺炎
- (10) 急性出血性結膜炎
- (11) 流行性角結膜炎

4 警報・注意報発令基準

別表の基準値によるものとする。

5 警報・注意報の発令及び解除の時期

(1) 警報の発令

県内（広島市、呉市、福山市を含む。以下同じ。）いずれかの保健所管内で、感染症発生動向調査における定点医療機関からの報告患者数（以下「報告患者数」という。）が、別表の警報レベルの開始基準値以上となった場合、県内の発生状況等を総合的に勘案した上で発令する。

(2) 警報の解除

県内の全ての保健所管内で、報告患者数が別表の警報レベルの継続基準値未満となった場合、県内の発生状況等を総合的に勘案した上で解除する。

(3) 注意報の発令

注意報対象疾患（インフルエンザ、水痘、流行性耳下腺炎）において、県内のいずれかの保健所管内で、報告患者数が別表の注意報レベルの開始基準値以上となった場合、県内の発生状況等を総合的に勘案した上で発令する。

(4) 注意報の解除

注意報対象疾患（インフルエンザ、水痘、流行性耳下腺炎）において、県内の全ての保健所管内で、報告患者数が別表の注意報レベルの開始基準値未滿となった場合、県内の発生状況等を総合的に勘案した上で解除する。ただし、注意報発令後、警報の発令をした場合は、注意報の解除は行わない。

(5) その他

年末年始及びゴールデンウィーク期間中等、定点医療機関において長期休診している期間については、正確な発生状況を反映していない場合があるため、警報・注意報の発令及び解除については、その期間を含む週を除いて判断する。

6 警報・注意報の発令及び解除時の情報提供

警報・注意報の発令及び解除した場合、県及び広島県感染症情報センターのホームページにおいて掲載し、情報提供を行う。

また、広島県医師会及び各保健所等に情報提供を行うとともに、必要に応じて報道機関に対して資料提供を行う。

附則

この要領は、平成23年7月25日から施行する。

附則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年9月3日から施行する。

別表

対象疾患名	警報レベル		注意報レベル
	開始基準値	継続基準値	開始基準値
インフルエンザ	30	10	10
咽頭結膜炎	3	1	—
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	8	4	—
感染性胃腸炎	20	12	—
水痘	2	1	1
手足口病	5	2	—
伝染性紅斑	2	1	—
ヘルパンギーナ	6	2	—
流行性耳下腺炎	6	2	3
急性出血性結膜炎	1	0.1	—
流行性角結膜炎	8	4	—